

## ○旅館業法施行条例

昭和45年10月1日

条例第44号

改正 昭和61年3月28日条例第23号 昭和63年7月13日条例第28号  
平成15年3月25日条例第19号 平成30年3月23日条例第22号  
令和5年3月22日条例第11号 令和6年3月12日条例第1号

旅館業法施行条例をここに公布する。

旅館業法施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、社会教育施設等の指定、旅館業の施設について講ずべき衛生措置の基準等を定めるものとする。

(昭61条例23・平15条例19・平30条例22・令6条例1・一部改正)

(社会教育施設等の指定)

**第2条** 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する図書館
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園
- (5) その他教育、文化、スポーツ施設等主として又は多数の児童、生徒の利用に供されるものであつて知事が告示で指定するもの

(令5条例11・一部改正)

(許可に際して意見を求める者)

**第3条** 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が、国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が、県又は市町村であるときは、当該施設を所管する教育委員会、

知事又は市町村長

- (3) 前各号以外の施設にあつては、当該施設の存する市町村の長  
(衛生措置の基準)

**第4条** 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 換気

換気孔、窓その他の開口部は、努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行なうこと。

(2) 照明

照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

(3) 清潔

ア 客室、浴室、便所その他施設の内外は、定期的に清掃すること。

イ 衛生害虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(4) 寝具類

ア 宿泊者が使用する布団及び枕には、清潔なカバーを用いること。

イ 宿泊者が使用する寝衣及びアに規定するカバーは、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ 寝具は、適切に洗濯及び管理を行うこと。

(5) 浴室及び脱衣室

ア 浴槽には、清潔な湯及び水を十分に供給すること。

イ 脱衣棚及び脱衣籠には、適宜消毒薬を散布すること。

ウ 複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。）（以下「共同浴室」という。）及び当該浴室に係る設備は、規則で定める衛生措置の基準を満たすこと。

(6) 洗面所

ア 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

イ 洗面器は、常に清潔に保ち、洗面具は、消毒したものを提供すること。

(7) 便所

ア 便所は、衛生害虫が発生しないようにすること。

イ 防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。

ウ 手洗い設備は、流水式とし、石けん又は消毒薬を常備すること。

(平15条例19・平30条例22・一部改正)

(宿泊を拒むことができる事由)

**第5条** 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(昭63条例28・令6条例1・一部改正)

(構造設備の基準)

**第6条** 政令第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準、同条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。
- (2) 共同浴室及び当該浴室に係る設備は、規則で定める構造設備の基準を満たすこと。
- (3) 共同浴室には、適当な規模の脱衣場を隣接して設けていること。
- (4) 便所は、防虫及び防臭のための設備を有すること。

2 知事は、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げる施設については、公衆衛生上支障のない範囲内において、前項に規定する構造設備の基準を緩和することができる。

(平30条例22・全改)

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旅館業の衛生措置の基準等に関する条例(昭和24年鹿児島県条例第8号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月28日条例第23号)

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則(昭和63年7月13日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第19号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号にエを加える改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館業を営んでいる者の当該許可に係る施設については、改正後の旅館業法施行条例

第6条第1項第7号の規定は、この条例の施行の日から3年間は、適用しない。

**附 則**（平成30年3月23日条例第22号）

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

**附 則**（令和5年3月22日条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。